

1 所得金額について

営業	個人で営業（販売業、製造業、飲食業、サービス業、外交員、大工など）をしている人の所得。 裏面7 事業・不動産所得に関する事項に記入し、表面ア 営業等に収入金額、①営業等に所得金額（収入金額－必要経費）を記入してください。																																																			
事業	農業 農産物の生産、果樹などの栽培、家畜類の飼育などによる所得。 裏面7 事業・不動産所得に関する事項に記入し、表面イ 農業に収入金額、②農業に所得金額（収入金額－必要経費）を記入してください。																																																			
	不動産 貸家、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得。 裏面7 事業・不動産所得に関する事項に記入し、表面フ 不動産に収入金額、③不動産に所得金額（収入金額－必要経費）を記入してください。																																																			
利子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得。表面エ 利子に収入金額、④利子に所得金額を記入してください。																																																			
配当	法人から受ける株式や出資金の配当、剰余金の分配などによる所得。最初に裏面8 配当所得に関する事項に記入し、表面オ 配当に収入金額、⑤配当に所得金額を記入してください。																																																			
給与	給料、賃金、賞与（日雇いなどの賃金も含む。）等の所得。 給与等の支払者から受領した給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額を表面カ 給与に、給与所得控除後の金額を⑥給与に記入してください。なお、源泉徴収票を受け取ることができない場合は、裏面6 給与所得の内訳に正確に記入し、合計金額を表面カ 給与に、次の計算式で算出した所得金額を⑥給与に記入してください。〔添付書類〕 給与所得の源泉徴収票																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>所得金額</th> <th>収入金額</th> <th>所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～550,999円</td> <td>0円</td> <td>1,628,000円～1,799,999円</td> <td>収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。（算出金額：A） $A \times 2.4 + 100,000$円</td> </tr> <tr> <td>551,000円～1,618,999円</td> <td>収入－550,000円</td> <td>1,800,000円～3,599,999円</td> <td>$A \times 2.8 - 80,000$円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～1,619,999円</td> <td>1,069,000円</td> <td>3,600,000円～6,599,999円</td> <td>$A \times 3.2 - 440,000$円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～1,621,999円</td> <td>1,070,000円</td> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td>収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～1,623,999円</td> <td>1,072,000円</td> <td>8,500,000円～</td> <td>収入金額 $- 1,950,000$円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～1,627,999円</td> <td>1,074,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	所得金額	収入金額	所得金額	～550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。（算出金額：A） $A \times 2.4 + 100,000$ 円	551,000円～1,618,999円	収入－550,000円	1,800,000円～3,599,999円	$A \times 2.8 - 80,000$ 円	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	$A \times 3.2 - 440,000$ 円	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	収入金額 $- 1,950,000$ 円	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円																									
収入金額	所得金額	収入金額	所得金額																																																	
～550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。（算出金額：A） $A \times 2.4 + 100,000$ 円																																																	
551,000円～1,618,999円	収入－550,000円	1,800,000円～3,599,999円	$A \times 2.8 - 80,000$ 円																																																	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	$A \times 3.2 - 440,000$ 円																																																	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円																																																	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	収入金額 $- 1,950,000$ 円																																																	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円																																																			
雑	公的年金等（国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など）の所得。 公的年金等の支払者から受領した公的年金等の源泉徴収票に記載された支払金額を表面キ 公的年金等に、次の計算式にて算出した所得金額を⑦公的年金等に記入してください。〔添付書類〕 公的年金等の源泉徴収票																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受給者の年齢</th> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額</th> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳未満 (昭和34年1月2日以後に生まれた方)</td> <td>～1,299,999円</td> <td>収入金額－600,000円</td> <td>収入金額－500,000円</td> <td>収入金額－400,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円～4,099,999円</td> <td>収入金額 $\times 0.75 - 275,000$円</td> <td>収入金額 $\times 0.75 - 175,000$円</td> <td>収入金額 $\times 0.75 - 75,000$円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～7,699,999円</td> <td>収入金額 $\times 0.85 - 685,000$円</td> <td>収入金額 $\times 0.85 - 585,000$円</td> <td>収入金額 $\times 0.85 - 485,000$円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～9,999,999円</td> <td>収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000$円</td> <td>収入金額 $\times 0.95 - 1,355,000$円</td> <td>収入金額 $\times 0.95 - 1,255,000$円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">65歳以上 (昭和34年1月1日以前に生まれた方)</td> <td>10,000,000円～</td> <td>収入金額－1,955,000円</td> <td>収入金額－1,855,000円</td> <td>収入金額－1,755,000円</td> </tr> <tr> <td>～3,299,999円</td> <td>収入金額－1,100,000円</td> <td>収入金額－1,000,000円</td> <td>収入金額－900,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円～4,099,999円</td> <td>収入金額 $\times 0.75 - 275,000$円</td> <td>収入金額 $\times 0.75 - 175,000$円</td> <td>収入金額 $\times 0.75 - 75,000$円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～7,699,999円</td> <td>収入金額 $\times 0.85 - 685,000$円</td> <td>収入金額 $\times 0.85 - 585,000$円</td> <td>収入金額 $\times 0.85 - 485,000$円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,700,000円～9,999,999円</td> <td>収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000$円</td> <td>収入金額 $\times 0.95 - 1,355,000$円</td> <td>収入金額 $\times 0.95 - 1,255,000$円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,000,000円～</td> <td>収入金額－1,955,000円</td> <td>収入金額－1,855,000円</td> <td>収入金額－1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table>	受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満 (昭和34年1月2日以後に生まれた方)	～1,299,999円	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円	1,300,000円～4,099,999円	収入金額 $\times 0.75 - 275,000$ 円	収入金額 $\times 0.75 - 175,000$ 円	収入金額 $\times 0.75 - 75,000$ 円	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 $\times 0.85 - 685,000$ 円	収入金額 $\times 0.85 - 585,000$ 円	収入金額 $\times 0.85 - 485,000$ 円	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円	収入金額 $\times 0.95 - 1,355,000$ 円	収入金額 $\times 0.95 - 1,255,000$ 円	65歳以上 (昭和34年1月1日以前に生まれた方)	10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円	～3,299,999円	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円	3,300,000円～4,099,999円	収入金額 $\times 0.75 - 275,000$ 円	収入金額 $\times 0.75 - 175,000$ 円	収入金額 $\times 0.75 - 75,000$ 円	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 $\times 0.85 - 685,000$ 円	収入金額 $\times 0.85 - 585,000$ 円	収入金額 $\times 0.85 - 485,000$ 円		7,700,000円～9,999,999円	収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円	収入金額 $\times 0.95 - 1,355,000$ 円	収入金額 $\times 0.95 - 1,255,000$ 円		10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円
受給者の年齢	公的年金等の収入金額			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																
65歳未満 (昭和34年1月2日以後に生まれた方)	～1,299,999円	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円																																																
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額 $\times 0.75 - 275,000$ 円	収入金額 $\times 0.75 - 175,000$ 円	収入金額 $\times 0.75 - 75,000$ 円																																																
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 $\times 0.85 - 685,000$ 円	収入金額 $\times 0.85 - 585,000$ 円	収入金額 $\times 0.85 - 485,000$ 円																																																
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円	収入金額 $\times 0.95 - 1,355,000$ 円	収入金額 $\times 0.95 - 1,255,000$ 円																																																
65歳以上 (昭和34年1月1日以前に生まれた方)	10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円																																																
	～3,299,999円	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円																																																
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額 $\times 0.75 - 275,000$ 円	収入金額 $\times 0.75 - 175,000$ 円	収入金額 $\times 0.75 - 75,000$ 円																																																
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 $\times 0.85 - 685,000$ 円	収入金額 $\times 0.85 - 585,000$ 円	収入金額 $\times 0.85 - 485,000$ 円																																																
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円	収入金額 $\times 0.95 - 1,355,000$ 円	収入金額 $\times 0.95 - 1,255,000$ 円																																																
	10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円																																																
業務	原稿料・講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食品の配達などの副収入による所得。 裏面9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項に記入し、表面ク 業務に収入金額、⑧業務に所得金額を記入してください。																																																			
その他	個人年金（生命保険年金、郵便局の年金保険など）などで他の各所得のいずれにも該当しない所得。 年金等の支払者から受領した年金額等のお知らせ（支払先で名称が異なります。）などに記載された金額を表面ケ その他に記入してください。また、裏面9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項にも記入し、所得金額（収入金額－必要経費）の合計額を⑨その他に記入してください。〔添付書類〕 受取額を証する書類																																																			
総合譲渡・一時	総合譲渡 土地建物以外の資産（船舶、自動車、機械器具、営業権など）の譲渡による所得。 ※所有期間が5年を超える場合は長期譲渡、5年以下の場合は短期譲渡に該当します。																																																			
	一時 生命保険契約等に基づく一時金、生命保険金や郵便局等の満期返戻金などのような一時的な所得。 裏面10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項に記入し、表面に記入してください。 ※ 特別控除は、50万円ですが、「収入金額」から「必要経費」を差し引いた金額が50万円未満の場合には、その残額を限度とします。 〔添付書類〕 受取額を証する書類																																																			
障害年金、遺族年金などの収入があった方	障害年金、遺族年金、雇用保険（失業保険）、公的扶助（生活保護費）などの収入には課税されません。 裏面下段16 非課税収入に関する事項にその内容を記入してください。																																																			
収入がなかった方	学生、無職又は誰かに扶養されていたなど、昨年中全く収入がなかった場合、裏面下段17 その他の参考事項（昨年の生活状況等）に記入してください。																																																			
所得金額調整控除	<p>(1) 子育て・介護世帯の場合 給与等の収入金額が850万円を超える方で、次の①～③のいずれかに該当する場合には総所得金額の計算において給与所得金額から次の算式で計算した金額が控除されます。</p> <p>① 本人が特別障害者に該当する ② 23歳未満の扶養親族を有する ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する</p> <p>調整額＝（給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）$\times 10\%$ ※同一生計配偶者・生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下で事業専従者でない者</p> <p>(2) 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の双方がある場合 給与所得及び公的年金に係る雑所得がどちらも有り、その合計額が10万円を超える場合には、給与所得金額から次の算式で計算した金額が控除されます。</p> <p>控除額＝給与所得（上限10万円）＋公的年金等に係る雑所得（上限10万円）－10万円※ ※（1）の所得金額調整控除がある場合は、（1）を適用後の給与所得金額から控除されます。</p>																																																			

2 所得控除（所得から差し引かれる金額）について

社会保険料控除	<p>あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている国民健康保険料、国民年金保険料及び介護保険料などで、前年中あなたが支払った場合、その全額が控除されます。ただし、各種保険料を年金から特別徴収されている方については、その方のみが保険料の支払者となります。表面左側及び右側⑬社会保険料控除に記入してください。[添付書類]支払額を証する書類</p>																																																																																
生命保険料控除	<p>あなたが支払った一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がある場合、それぞれの支払額に応じて次の計算式で算出した金額が控除されます。表面左側⑭生命保険料控除に支払額、表面右側⑭生命保険料控除に控除額を記入してください。[添付書類]支払額の証明書</p> <p>※一般生命保険料又は個人年金保険料において、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれで算出した控除額を合計した額が2万8千円を超える場合は2万8千円が限度。 ※各保険料の控除額を合計した額が7万円を超える場合は7万円が限度。 ※新契約・旧契約の区分については、控除証明書に記載されています。介護医療保険料は新契約の計算式で算出してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新契約</th> <th colspan="2">旧契約</th> </tr> <tr> <th>保険料</th> <th>控除額</th> <th>保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>保険料の全額</td> <td>15,000円以下</td> <td>保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>保険料×1/2+6,000円</td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>保険料×1/4+14,000円</td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律28,000円</td> <td>70,001円以上</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	新契約		旧契約		保険料	控除額	保険料	控除額	12,000円以下	保険料の全額	15,000円以下	保険料の全額	12,001円～32,000円	保険料×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	保険料×1/2+7,500円	32,001円～56,000円	保険料×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	保険料×1/4+17,500円	56,001円以上	一律28,000円	70,001円以上	一律35,000円																																																								
新契約		旧契約																																																																															
保険料	控除額	保険料	控除額																																																																														
12,000円以下	保険料の全額	15,000円以下	保険料の全額																																																																														
12,001円～32,000円	保険料×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	保険料×1/2+7,500円																																																																														
32,001円～56,000円	保険料×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	保険料×1/4+17,500円																																																																														
56,001円以上	一律28,000円	70,001円以上	一律35,000円																																																																														
地震保険料控除	<p>あなたが支払った地震保険料と旧長期損害保険料がある場合、それぞれの支払額に応じて次の計算式で算出した金額が控除されます。</p> <p>※旧長期損害保険料とは、保険期間が10年以上で満期返戻金などの特約があるものをいし、平成18年末までに締結したものに限りです。 ※地震と旧長期の両方の支払がある場合、それぞれの控除額を合計した額が2万5千円を超える場合は2万5千円が限度。 表面左側⑮地震保険料控除に支払額、表面右側⑮地震保険料控除に控除額を記入してください。[添付書類]支払額の証明書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地震保険料</th> <th colspan="2">旧長期損害保険料</th> </tr> <tr> <th>保険料</th> <th>控除額</th> <th>保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>保険料×1/2</td> <td>5,000円以下</td> <td>保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> <td>5,001円～15,000円</td> <td>保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	地震保険料		旧長期損害保険料		保険料	控除額	保険料	控除額	50,000円以下	保険料×1/2	5,000円以下	保険料の全額	50,001円以上	25,000円	5,001円～15,000円	保険料×1/2+2,500円			15,001円以上	10,000円																																																												
地震保険料		旧長期損害保険料																																																																															
保険料	控除額	保険料	控除額																																																																														
50,000円以下	保険料×1/2	5,000円以下	保険料の全額																																																																														
50,001円以上	25,000円	5,001円～15,000円	保険料×1/2+2,500円																																																																														
		15,001円以上	10,000円																																																																														
寡婦・ひとり親控除	<p>あなたが配偶者と死別又は離別など、一定の条件を満たす場合に所定の金額が控除されます。ただし、あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は対象外となります。表面左側⑯寡婦控除の理由を選択、または⑱ひとり親控除を選択し、表面右側⑰～⑱寡婦・ひとり親控除に控除額を記入してください。[控除額]寡婦控除26万円 ひとり親控除30万円</p> <p>※寡婦・①夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明であり、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下である方 ②夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明の方で合計所得金額が500万円以下である方。 ※ひとり親・婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する合計所得金額が500万円以下である方。</p>																																																																																
障害者控除	<p>あなた又は同一生計配偶者及び扶養親族に障害がある場合に所定の金額が控除されます。表面左側⑲障害者控除に氏名及び障害の程度、表面右側⑲～⑳勤労学生・障害者控除に控除額の合計を記入してください。[控除額]障害者26万円（特別障害者30万円、同居特別障害者53万円）</p> <p>※特別障害者・身体障害者手帳の障害程度が1級又は2級の方、精神障害者保健福祉手帳の障害程度が1級の方など重度の障害がある方。 ※同居特別障害者・特別障害者である扶養親族で、あなたや配偶者、あなたと生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方。</p>																																																																																
勤労学生控除	<p>あなたが、勤労学生である場合に所定の金額が控除されます。表面左側⑲勤労学生控除に学校名、表面右側⑲～⑳勤労学生・障害者控除に控除額を記入してください。[控除額]26万円（合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与と所得以外の所得が10万円以下の場合）</p>																																																																																
配偶者控除	<p>あなたが、合計所得金額48万円（給与収入のみの場合 収入金額103万円）以下の生計を一にする配偶者を有する場合に、所定の金額が控除されます。表面左側㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者に氏名等、表面右側㉑～㉒配偶者（特別）控除に控除額を記入してください。※配偶者が令和29年1月1日以前生まれの場合は老人控除対象配偶者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税者本人の所得金額</th> <th colspan="3">900万円以下</th> <th colspan="3">900万円超950万円以下</th> <th colspan="3">950万円超1,000万円以下</th> <th colspan="3">1,000万円超</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>33万円</th> <th>22万円</th> <th>11万円</th> <th>0円</th> <th colspan="6">※同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）欄にチェックを入れてください。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> <td colspan="6"></td> </tr> </tbody> </table>	納税者本人の所得金額	900万円以下			900万円超950万円以下			950万円超1,000万円以下			1,000万円超			一般	33万円	22万円	11万円	0円	※同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）欄にチェックを入れてください。						配偶者控除	老人	38万円	26万円	13万円																																																			
納税者本人の所得金額	900万円以下			900万円超950万円以下			950万円超1,000万円以下			1,000万円超																																																																							
	一般	33万円	22万円	11万円	0円	※同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）欄にチェックを入れてください。																																																																											
配偶者控除	老人	38万円	26万円	13万円																																																																													
配偶者特別控除	<p>あなたが、合計所得金額48万円を超え133万円以下（給与収入のみの場合 収入金額103万円を超え201万6千円未満）の生計を一にする配偶者を有する場合に、その配偶者の合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます。表面左側㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者に氏名及び配偶者の合計所得金額等、表面右側㉑～㉒配偶者（特別）控除に控除額を記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税者本人の所得金額</th> <th colspan="3">900万円以下</th> <th colspan="3">900万円超950万円以下</th> <th colspan="3">950万円超1,000万円以下</th> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">控除額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td colspan="3">48万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td colspan="3">110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> <td colspan="3">125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> <td colspan="3">115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td colspan="3">130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> <td colspan="3">120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td colspan="3"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	納税者本人の所得金額	900万円以下			900万円超950万円以下			950万円超1,000万円以下			配偶者の合計所得金額	控除額			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	配偶者の合計所得金額	48万円超100万円以下			33万円	22万円	11万円	110万円超115万円以下			21万円	14万円	7万円	125万円超130万円以下			6万円	4万円	2万円		100万円超105万円以下			31万円	21万円	11万円	115万円超120万円以下			16万円	11万円	6万円	130万円超133万円以下			3万円	2万円	1万円		105万円超110万円以下			26万円	18万円	9万円	120万円超125万円以下			11万円	8万円	4万円						
納税者本人の所得金額	900万円以下			900万円超950万円以下			950万円超1,000万円以下			配偶者の合計所得金額	控除額																																																																						
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																																								
配偶者の合計所得金額	48万円超100万円以下			33万円	22万円	11万円	110万円超115万円以下			21万円	14万円	7万円	125万円超130万円以下			6万円	4万円	2万円																																																															
	100万円超105万円以下			31万円	21万円	11万円	115万円超120万円以下			16万円	11万円	6万円	130万円超133万円以下			3万円	2万円	1万円																																																															
	105万円超110万円以下			26万円	18万円	9万円	120万円超125万円以下			11万円	8万円	4万円																																																																					
扶養控除	<p>あなたが、合計所得金額48万円（給与収入のみの場合 収入金額103万円）以下の生計を一にする扶養親族を有する場合に、所定の金額が控除されます。表面左側㉓扶養控除に氏名等、表面右側㉓扶養控除に控除額の合計を記入してください。</p> <p>なお、別居の場合は裏面⑫別居の扶養親族等に関する事項にも記入してください。</p> <p>※16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、市県民税の非課税判定に必要ですので、必ず表面⑮16歳未満の扶養親族（控除対象外）に記入してください。なお、障害者控除等は適用されます。</p> <p>※国外居住親族のうち30歳以上70歳未満の扶養親族を有する場合、留学ビザ、障害者手帳、送金したことがわかる書類、親族関係がわかる書類等の提出又は提示を求める場合があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（16歳以上19歳未満：平成17年1月2日から平成20年1月1日生） （23歳以上70歳未満：昭和29年1月2日から平成13年1月1日生）</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定（19歳以上23歳未満：平成13年1月2日から平成17年1月1日生）</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人（70歳以上：昭和29年1月1日以前生）</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等（老人扶養親族のうち、あなたか配偶者の直系尊属で同居している場合）</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	一般（16歳以上19歳未満：平成17年1月2日から平成20年1月1日生） （23歳以上70歳未満：昭和29年1月2日から平成13年1月1日生）	33万円	特定（19歳以上23歳未満：平成13年1月2日から平成17年1月1日生）	45万円	老人（70歳以上：昭和29年1月1日以前生）	38万円	同居老親等（老人扶養親族のうち、あなたか配偶者の直系尊属で同居している場合）	45万円																																																																						
区分	控除額																																																																																
一般（16歳以上19歳未満：平成17年1月2日から平成20年1月1日生） （23歳以上70歳未満：昭和29年1月2日から平成13年1月1日生）	33万円																																																																																
特定（19歳以上23歳未満：平成13年1月2日から平成17年1月1日生）	45万円																																																																																
老人（70歳以上：昭和29年1月1日以前生）	38万円																																																																																
同居老親等（老人扶養親族のうち、あなたか配偶者の直系尊属で同居している場合）	45万円																																																																																
基礎控除	<p>あなたの合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます。表面右側㉔基礎控除に控除額を記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～24,000,000円</td> <td>430,000円</td> </tr> <tr> <td>24,000,001円～24,500,000円</td> <td>290,000円</td> </tr> <tr> <td>24,500,001円～25,000,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>25,000,001円～</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、基礎控除の適用はありません。</p>	合計所得金額	基礎控除額	～24,000,000円	430,000円	24,000,001円～24,500,000円	290,000円	24,500,001円～25,000,000円	150,000円	25,000,001円～	なし																																																																						
合計所得金額	基礎控除額																																																																																
～24,000,000円	430,000円																																																																																
24,000,001円～24,500,000円	290,000円																																																																																
24,500,001円～25,000,000円	150,000円																																																																																
25,000,001円～	なし																																																																																
雑損控除	<p>あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が前年中に災害や盗難、横領などにより家屋、家財などに損害を受けた金額が一定額を超える場合に控除されます。表面左側㉕雑損控除に記入してください。[添付書類]災害等に関連してやむを得ない支出をした金額の領収書等</p>																																																																																
医療費控除	<p>あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中支払った医療費が一定額を超える場合に控除されます。（限度額200万円）</p> <p>表面左側㉖医療費控除に支払った医療費及び保険金などで補填される金額（高額療養費、出産一時金、医療保険金、入院費給付金など）、表面右側㉖医療費控除に「支払った医療費－保険金などで補填される金額－（総所得金額の5％と10万円のどちらか少ない方）」の金額を記入してください。[添付書類]医療費控除の明細書（領収書はご自宅等で5年間保存）</p>																																																																																